

板倉町告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成19年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年11月30日

板倉町長 針ヶ谷 照 夫

1. 日 時 平成19年12月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	石 山	徳 司	君
5 番	宇 治 川	利 夫	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	塩 田	俊 一	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	荻 野	美 友	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成19年第4回板倉町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年12月6日(木)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第64号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正について
日程第 4 議案第65号 板倉町印鑑条例の一部改正について
日程第 5 議案第66号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正について
日程第 6 議案第67号 平成19年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について
日程第 7 議案第68号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第 8 議案第69号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第 9 議案第70号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第10 議案第71号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第11 陳情第 2号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情書について

○出席議員(14名)

1番	川野辺 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	石山 徳司 君
5番	宇治川 利夫 君	6番	市川 初江 さん
7番	青木 秀夫 君	8番	野中 嘉之 君
9番	石山 甚一郎 君	10番	秋山 豊子 さん
11番	塩田 俊一 君	12番	青木 佳一 君
13番	川田 安司 君	14番	荻野 美友 君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	針ヶ谷 照夫 君
教 育 長	今村 好市 君
総合政策課長	小野田 吉一 君
生活窓口課長	荒井 英世 君
健康福祉課長	小野田 国雄 君
建設農政課長	中里 重義 君
会 計 管 理 者	小菅 正美 君

教育委員会 事務局 会長	田 口	茂 君
農業委員会 事務局 会長	中 里 重	義 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	栗 原 光 実
書 記	石 川 英 之
行政安全 グループ リーダー 兼 議会事務局書記	丸 山 英 幸

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（荻野美友君） おはようございます。

ただいまから告示第92号をもって招集されました平成19年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長（荻野美友君） 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） おはようございます。平成19年第4回板倉町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

早いものでいつの間にか師走に入ってしまった。ついこの間まで町民体育祭やコスモス祭りを実施していたように感じています。特にことしのコスモス祭りでは、NHK「みんなのうた」で相当なPR効果があったようで、例年になく集客でございました。いろいろな面で受け入れ態勢に反省点があったのかなど、そういう気がいたしております。職員を含む関係者では大変な苦勞があったようでございます。せっかく大勢のお客さんが見えるわけでございますので、来年からは今年の反省点を生かし、多くの集客に対応できる態勢づくりを検討したいと考えております。町挙げてのイベントでございますので、さらに板倉町のイメージアップや活性化につなげていければと思っております。

さて、国の情勢を見ても、非常に政局は不安定な状態ではないかと思っております。ただ与野党で議論することが地方再生につながるのであればありがたいことと思っております。先日福田総理が誕生してから初めて2008年度予算編成方針が打ち出されました。新聞によりますと、その中には地方再生策に重点を置くとありました。地方の声に耳を傾け、地方の再生に取り組むとしております。また、これまでと同様に歳出全般を徹底して見直し、厳しく抑制を図るとしてあります。ますます厳しい状況になるのか、あるいは若干でも地方にとってよくなるのかは、先が見えない状況でございます。

群馬県におきましては、大澤知事となってから県との関係が近くなったような気がいたします。県から直接こちらに来まして、いろいろな分野でヒアリングを行ったりしております。これまででは全くなかったことでございます。先日、これは11月の30日でございますが、国道354号延伸整備の関係で議会と一緒に要望書を提出してまいりました。その際にも国土交通省が広域幹線道路を早期に完成するといった予算措置を行ったので、板倉町の354号延伸整備も少し先が見えてきたのかなど、そう思っております。また、県土整備部長が現地を見たいとも言っていたいております。さらに来年1月には担当の県議会常任委員会が国道354号を視察をしていただく、そういった予定もございます。いずれにいたしましても両方の感触としては、非常によかったのではないかと感じております。

そして、きのうは埼玉県庁に行きまして、上田知事さんにも要望してまいりました。こちら感触では、埼玉県の場合も一歩前進したような、そんな気がいたしております。いずれにしましてもさらに努力をいた

しまして、はっきりした目安をつけていきたいと考えております。

また、町におきましては、来年度も国の歳出削減が見える中で、非常に厳しい財政運営を強いられることとなります。そうした中で現在、中長期を展望した財政改革プランを策定中でございます。厳しい中でも健全で町民が安心して暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の議会には議案第64号から71号まで8件を上程させていただきました。慎重審議の上にもご決定賜りますようお願いを申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は8件であります。また、請願・陳情については、お手元の文書表のとおり陳情1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 塩田俊一君

12番 青木佳一君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月29日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木秀夫君。

[議会運営委員長（青木秀夫君）登壇]

○議会運営委員長（青木秀夫君） それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、11月29日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日6日から13日までの8日間ということでございます。

議事日程ですが、まず初めに会議録署名議員の指名と会期の決定を行います。次に、議案第64号から議案第71号について、提案者から議案説明の後、各議案ごとに審議、決定をいたします。続いて、陳情第2号を所管の委員会に付託いたします。

第2日目の7日は、一般質問を行います。第3日目の8日から第4日目の9日までを休会といたします。第5日目の10日は総務文教福祉常任委員会を開催し、所管の事務調査を行います。第6日目の11日は建設農政生活常任委員会を開催して、付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。第7日目の12日を休会とし、第8日目、最終日の13日には、付託された案件について所管の委員長報告の後、審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から13日までの8日間と決定いたしました。

○議案第64号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第3、議案第64号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正について。

まず初めに、選挙執行にかかわる各種報酬額の改正であります。この改正は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴います報酬額の改正でございます。内容としましては、各種報酬額を100円減額する改正となっております。

次に、産業医に関する改正でございますが、職員の安全及び健康管理に関し、労働安全衛生法に基づき、平成19年7月24日付で、板倉町職員安全衛生管理規程を定めております。この規程中第6条にて産業医の設置を規定しておりますことから、新たに産業医を委嘱するに当たり、その報酬額を今回の条例改正で盛り込むものでございます。金額につきましては、医師会等の紹介による産業医報酬の国内相場及び近隣市町の実態を参考にして算出をしております。

まず、産業医報酬の国内相場でございますが、板倉町に該当する201名から300名規模の従業員数では月額8万円、年額では96万円となっているようにございます。

次に、近隣市町の例でございます。大泉町の場合、年間3回の診断で6万4,500円、館林市の場合、年間2回の職場巡視で3万6,000円、邑楽町の場合、年間を通じて診断、会議への出席、職場巡視を依頼できる内容で21万円となっているようにございます。なお、明和町、千代田町では、産業医は未設置となっている状況と聞いております。

これらの例を参考として、職員の安全及び健康管理を考えた場合、年間数回の診断よりも職員の健康状態に応じて、いつでも健康診断依頼や健康相談などメンタルヘルスができることが肝要と考えております。したがって、邑楽町の設置状況に類似した20万円を産業医報酬として今回の条例改正に盛り込むものでございます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議案第65号 板倉町印鑑条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第4、議案第65号 板倉町印鑑条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第65号 板倉町印鑑条例の一部改正について。本案は、印鑑登録事務の適正化を図るため、印鑑の登録を受けることができるものの中から、登記法人以外の法人の代表者、これは当町に主たる事務所を有する法人で、登記を要しない法人の代表者をいうこととありますが、これを削除する一部改正でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第65号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議案第66号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第5、議案第66号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第66号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正について。本案につきましては、平成19年6月1日に国土交通省から各都道府県に対し、暴力団を排除することを原則とする基本方針が示され、群馬県におきましては同年6月に群馬県住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込んだ改正がなされ、同年10月1日に施行されました。本町におきましてもこれに準じて板倉町町営住宅管理条例の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、新たな暴力団員の入居を認めない、入居している者が暴力団員と判明した場合は退居させる。また、住宅の附属施設である駐車場の使用を認めないというものでございます。暴力団員であることの認定は本町だけの判断では困難であるため、改正条例をもとに今後群馬県警と協議を重ねさせていただき、暴力団員の認定や排除に対しての協力体制を構築するために、覚書等の締結をさせていただきます。また、これらの作業が迅速かつ正確に行われるよう、群馬県警とより一層の連携を図るために、施行規則の改正作業を進めるものでございます。

これらの作業に多少の時間を要するため、平成20年4月1日の施行とさせていただきますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 4番、石山徳司です。20条第2項中「共同施設」の次に「エレベーターを加える」となっていますが、これは公共施設という観点ではわかるのですけれども、この意味合いにつきまして、背景と、ちょっと説明いただければありがたいと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問でございますが、20条第2項中に「エレベーターを加える」理由でございますが、これにつきましては下五箇団地の移転の計画が現在進んでおりますが、新たに借り上げようとしております対象の施設が、エレベーターの設備のある施設ということでございまして、今回の改正に合わせまして加えさせていただくものでございます。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第66号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議案第67号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第6、議案第67号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第67号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について。本案につきましては、第3回目の補正予算でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,053万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億6,813万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に3,862万3,000円、県支出金に511万9,000円、繰入金に1億3,978万9,000円、繰越金に6,789万9,000円を追加し、諸収入を89万1,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、議会費に6万5,000円、総務費に1億7,472万2,000円、衛生費に1,839万3,000円、農林水産業費に301万1,000円、商工費に162万9,000円、教育費に805万5,000円、諸支出金に5,000万円をそれぞれ追加し、民生費を428万7,000円、土木費を104万9,000円減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第67号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,053万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,813万9,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正は、第2表によるものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。第1表の歳入歳出予算の補正につきまして、ただいま町長の提案理由で説明してございますので、省略をさせていただきます。

続いて、5ページをお願いします。債務負担行為の補正でございます。一般廃棄物収集運搬業務委託料と

板倉町資源化センター操業委託料でございますけれども、平成20年度から22年度まで長期継続契約の条例に基づいて、今回の債務補正で3年間の債務負担行為をとるものでございます。限度額7,800万円、年間2,600万円ですか、その3年分と、8,646万円は2,882万円の3年分ということで債務補正をさせていただきました。

続いて、8ページをお願いします。歳入でございます、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金でございますけれども、こちらにございます児童手当の負担金等でございます。次に、第2項の国庫補助金、1目の民生費国庫補助金では、障害者自立支援対策臨時特例交付金、特別対策事業交付金ということで192万4,000円の追加でございます。3目の土木費の国庫補助金、こちらは地域住宅交付金ということで、下五箇の町営住宅の入居者の移転補償にかかわる補助金でございます。次に、4目の教育費国庫補助金、幼稚園就園の奨励費補助金ということで該当者の増によるものでございます。30万9,000円の追加です。5目の総務費の国庫補助金、地域情報通信基盤整備推進交付金ということで、3,644万8,000円の追加でございますけれども、ケーブルテレビのエリア拡大の関係でございます。この関係につきまして、先日、おとといですか、総務省の担当から電話がありまして、電柱から電柱にケーブル線を引かれて、そこから各宅内、世帯へつなくこの部分については、補助対象外だというような電話がありまして、では補助金額、交付金額でどれぐらいの減額になるのだということで、全体で2,000万円ぐらいの事業費、大体500万円ぐらいが減額になるよということで、あすその調整がつきまして、本申請をもう既に1回出しているのですけれども、再度本申請をやり直しということになりまして、あした持参をすることになっています。ただ、もう予算上は3,600万円です。予算措置をさせていただいていますので、実際には3月にまた500万円ぐらいの減額になるかなということでございます。ご理解いただきたいと思います。

続いて、9ページなのですけれども、こちらのほうは国庫委託金、3目の農林水産業費国庫委託金で邑楽東部の第1排水機場の管理費の委託金でございます、115万円の減額と。これは電気料の減額ということでございます。

続きまして、第15款の県支出金、第1項県負担金で1目の民生費県負担金では、国庫負担金と同じように被用者児童手当負担金などの国庫負担金に絡んでの追加、並びに減額でございます。

続いて、第2項の県補助金、1目の総務費県補助金で、下の真ん中の段で地域コミュニティー支援事業補助金、こちらは健康コミュニティーサロン建設事業ということで、第10行政区、それから、31行政区の生ごみ用のごみ箱製作ということで307万4,000円の追加でございます。

続いて、10ページをお願いします。こちらのほうでは6目の商工費県補助金なのですけれども、名所旧跡案内板等リニューアル事業補助金ということで120万円の追加でございますけれども、また、歳出のほうでも申し上げますが、今現在雷電神社、それと群馬の水郷、それと南地区の第3分団の詰所のところ、高鳥天満宮の入り口のところです。それから、板倉ゴルフ場に大きな観光案内板があります。それが今さびて非常に老朽化しています。県の補助金を受けてそれをリニューアルしよう。今コスモス祭りをやったり、揚舟をやったりという観光関係の案内がその当時の案内と中身がちょっと食い違っているという面もありまして、多くの方がコスモス祭りで来たときに、それを見ると、何かわけのわからないことだということもございまして、リニューアルしたいというふうに思い、計上させていただきました。

続いて、11ページへまいりまして、第18款の繰入金、第2項の基金繰入金でございますが、2目の減債基金繰入金で1億3,063万9,000円の追加ということです。

第19款繰越金、第1項繰越金、1目の繰越金、前年度繰越金で6,789万9,000円の追加でございます。

それでは、12ページをお願いします。歳出でございますが、今回人件費が先月の臨時議会で人事院勧告に基づいた給与改定であるとか手当の改定、特に若年層を中心にした引き上げを行ったわけです。それと期末手当の引き上げを行いました。その関連もございまして、期末勤勉手当と超勤手当については、4月の人事異動によって、機構改革によって職員が配置がえがあった。これに伴う給与と共済費等は6月と9月の補正で対応させていただきました。しかし、期末勤勉手当と超勤手当については、人事院勧告並びに超勤の状況を見た中で補正をするということで、今回そういった額の補正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、13ページの第2款総務費の第1項総務管理費、8目の情報推進費では、情報化推進事業ということで一番下にございます地域情報通信基盤整備推進事業、歳入にもありましたように3,644万円の追加ということでございます。

14ページをお願いします。10目の自治振興費、地域コミュニティ支援事業ということで、歳入にもありましたように健康コミュニティサロン建設事業補助金ということで、第10行政区300万円の追加、また生ごみ用のごみ箱製作ということで7万4,000円の追加でございます。それから、13目の交通対策費、交通安全運動推進事業ということで、交通安全教育器機の購入費が78万円の追加でございますけれども、これが十六、七年前ですか、小学校の交通教室をやる際に信号機があるのですけれども、その信号機を設置して横断歩道の渡り方とか、あとは自転車の交差点の正しい通行方法とか、そういったものを行っています。あとダミー人形というのがあるのですけれども、これは館林が持っていて、館林から借りてきてやっておったのですが、ダミー人形と交通教室の信号機が老朽化して使えなくなりましたので、補正をしてその2つを購入したいというふうに思っています。

それから、16目の基金費、基金管理ということで、財政調整基金に元金の積み立てということで5,000万円、減債基金元金積み立てということで9,000万円の追加でございます。これは前年度、18年度の剰余金が3億900万円あったわけです。それを剰余金があれば、その2分の1は基金の積み立てないし公債費に充てなさいというのが基本にございますので、今回1億9,000万円を積み立てると。積み立てるのだけれども、それを積み立ててしまうと足りないということで、減債基金から1億3,000万円の繰り入れをするということでございます。

続いて、17ページをお願いします。第3款の民生費の第1項の社会福祉費、2目の高齢者福祉費、こちらは社会参加促進生きがい活動推進事業ということで、老人福祉センター管理運営で796万1,000円の追加、これは人件費の不足によるものということでございます。それから、一番下の介護保険特別会計繰出金で223万3,000円の追加、こちら人事院勧告による手当等の増加分と。

次に、18ページでございますけれども、こちらは3目の障害者福祉費ですけれども、障害者(児)の自立支援事業ということで、こちらは前年度の精算金でございます。事業の確定に伴う精算金でございます。

続いて、19ページの一番上、自立支援対策臨時特例交付金事業ということで、歳入のほうにもございましたけれども、こちらでは情報支援の基盤整備、備品購入費で47万8,000円、それから、サービス事業者激変緩和補助金ということで40万円の追加になっております。

その下の第2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費では、学童保育整備運営補助事業ということで、放

課後の児童健全育成事業県補助金の返還金と。これは児童数の確定によるもので、63万8,000円の追加ということです。それから、児童手当の支給事業ということで、制度改正に伴うものの追加で280万5,000円の追加になってございます。

続いて、21ページをお願いします。第4款の衛生費、第1項保健衛生費、2目の予防費でございますけれども、住民健診事業ということで健診委託料151万9,000円の追加、それから、一番下にがん検診事業、がん検診委託料43万9,000円の追加とあります。いずれも検診者の増によるものの補正でございます。

続いて、22ページをお願いします。3目の環境衛生費、合併処理浄化槽設置費補助事業ということで、合併処理浄化槽設置費補助金331万8,000円の追加でございます。当初75基の設置を見込んでおったのですが、90基、15基分の増となりました。また、合併処理浄化槽転換費補助金105万円の追加と。こちらは15基の見込みだったのですが、36基、21基分増えたというものの補正でございます。

続いて、23ページの第2項清掃費、2目の塵芥処理費、ここでは資源化センターの管理運営事業ということで、燃料費の110万円の追加。ご存じのとおり灯油、燃料の高騰によるものの追加でございます。また、資源化センター改修事業ということで修繕料1,230万円の追加ということで、当初予算で計上してある修繕料にあわせて修繕をしなければならないということで、ベルトコンベアの交換であったり、トラックスケールの更新、またピースカッターの交換などが主な修繕でございます。

続いて、24ページをお願いします。第7款の商工費、第1項商工費、4目の観光費でございますけれども、観光振興事業ということで、歳入にもありましたように名所旧跡リニューアル事業、ここでは修繕料と書いてございますけれども、234万円の追加ということで、先ほど言った4つの観光案内板をリニューアルさせていただきたいというふうに思っています。

次に、26ページをお願いします。第8款の土木費、第2項道路橋梁費、2目の道路維持費、道路台帳補正事業ということで900万円の追加でございます。内郷土地改良事業による道路移管が前倒しとなったため、道路台帳の補正が事業量が増えたということの補正でございます。それから、3目の道路新設改良費では地方道路交付金事業、町道1 12号線でございますけれども、こちらに、その下にある町道1150号線の予算を1 12号線のほうへ組み替えをして、1 12号線の早期完成を目指しての補正でございます。

それから、27ページにまいりまして、下の方、第5項の下の住宅費、1目の住宅管理費、こちらは町営住宅管理事業ということで借り上げ住宅調査業務委託料126万円の追加と、それから、下五箇団地移転補償費119万7,000円の追加ということで、これは国庫補助を受けるための基礎となるものを調査するというものと、今入居している方々の移転の補償費を補正するものでございます。

続いて、28ページをお願いします。第10款の教育費、第1項教育総務費、2目の事務局費ということで一番下の丸、幼稚園就園奨励費補助金123万4,000円の追加と。対象者増によるものでございます。

それから、次の29ページで第2項の小学校費、1目の学校管理費でございますけれども、下の丸のところ小学校施設維持管理ということで、各学校施設整備工事費ということで260万円追加になっておりますが、北小学校と西小学校のバックネットが老朽化によりましての改修ということでございます。

続いて、32ページをお願いします。第13款諸支出金、第2項土地開発基金費、1目土地開発基金費、土地開発基金繰出金ということで、9月の補正予算で消防板倉分署の移転用地費も含めて5,500万円を土地開発基金から取り崩しをさせていただきました。そこへ18年度の剰余金から5,000万円をそこへまた積み込むと

いうものでございます。

以上、平成19年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番、青木です。先ほど基金のほうからの繰り入れと、また繰り出しと同じものがあるので、ちょっと説明を受けたのですが、その辺のところの意味がわからなかった。例えば歳入のほうで1億3,000万円減債基金から繰り入れされて、また歳出のほうで減債基金に積み立てているわけですよね。これはどういうやりくりというか、名称どういう変更なのか。ほかにもいろいろ関連しているのでしょうかけれども、その辺のことをもうちょっと、さっき説明を受けたのですが、ちょっと理解できなかった。ご説明いただきたいと思えます。

それと、27ページにあります土木費の中の町営住宅の管理事業という中に、説明のところに借り上げ住宅調査業務委託料というのが126万円となっておりますけれども、これはどういうことを調査委託されるのか、どういう方に。その辺のところももうちょっとわかりやすくご説明いただきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 今の基金の関係なのですが、ちょっとわかりづらいと思うのですが、やはり。今までは前年度の剰余金、例えば18年度の剰余金で言うと、3億6,000万あったわけですね。その3億6,000万円を減債基金に1億、それから、土地開発基金に1億、財政調整基金を補正で1億2,400万、補正で繰り入れを減らしたわけです、18年度は。ですから、3億2,400万円は積み立てたのと同じなのです。実質の事業費に充てた18年度の補正財源というのは、3,600万ぐらい足りなかった。ただ、今年度は前年度3億900万円あるものを、単に積み込むだけでは足りないのです。というのが、9月で補正をさせていただいた支援センターの取り付け道路関係、これは1億7,000万円ほどあります。それとニュータウンの内郷土地改良区の中のニュータウンの事業の中でアクセス道路、それと八間樋橋へのアクセス道路関係で、これで4,700万円ほどある。全体でそういった新しい事業、その辺が2億2,000万円ぐらいあるわけです。それと、地域情報の関係のケーブルテレビが3,600万円あたり、資源化センターの改修事業が1,200万円あたり、もろもろで前年度の3億900万円、これでは足りないのです。

それで、ただ、足りないのだけれども、実際には前年度の剰余金の2分の1以上は基金に積むか、公債費に充てるというのが基本にあるわけです。ですから、その1億9,000万円を5,000万円、5,000万円、9,000万円という形で積み込む予算措置をしなければならぬということを理解していただきたいと思えます。実際の基金の繰り入れというのが、当初予算では財調が3億3,800万円、それから、減債基金では1億9,900万あるわけです。土地開発基金は途中で5,500万繰り入れるよという補正をさせていただいたのですが、それと公共施設維持基金が保育園のほうに1億9,200万取り崩すよというのがあるのです。ふるさと基金、こちらが350万ぐらいあるわけです。トータルで今回の補正もさせていただくと、基金の繰入金金はトータル

で9億1,900万円あるのです。1億9,000万円積み込みますので、差し引きで7億2,900万円を基金から崩さなければ、今年度の、19年度の事業はやっていけないということです。

各基金を申し上げますと、財政調整基金からは実質2億8,800万円の取り崩しとなります。今年度末の予測ですと、3億4,000万ほどが残高というふうになります。減債基金においては、当初の1億9,900万と今回の1億3,000万を合わせますと3億3,000万あるわけです。9,000万円を積み込みますので、実質は2億4,000万の取り崩しです。19年度末の残高としては13億4,000万になる見込みです。土地開発基金については、5,500万繰り入れて、5,000万積み込みますので、500万の目減りということになりますけれども、実質は500万円の取り崩しになるわけです。そうすると、残高は6億3,600万くらい残ると。公共施設維持基金については、18年度末は9億6,600万あります。そこから1億9,200万保育園の建設基金に充てますので、19年度末の見込みでは7億7,400万円の残になるのかなというように見込んでいます。庁舎基金はそのまま3億円残っていると、ふるさと基金が353万円ほどの取り崩しですので、2億5,600万円くらいは残ると。こういったことで18年度末の基金残高44億3,900万円が、今回7億2,900万円を取り崩しますと、19年度末残高37億円ほどになるのかなというふうに思います。

実際に予算上では、今回の歳入の補正財源としましては、繰越金が3億900万円あるわけです、18年度の剰余金です。それから、途中で9月で土地開発基金を5,500万円取り崩しますと。今回減債基金で1億3,000万取り崩します。それと、国とか県の支出金などが4,300万ほどあって、補正として5億3,700万、12月現在の第3号の補正予算までの補正財源としては5億3,700万あるわけです。1億9,000万円を基金に積み込みますので、実際の事業に充てる補正財源としては3億4,700万円なのです。その内訳と申しますと、先ほど言ったように支援センターの取り付け道路であるとか、そういったもろもろの事業がありますということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） それでは、私のほうから町営住宅の管理関係につきましてご説明を申し上げます。

先ほどのご質問にありました借り上げ住宅調査業務委託の関係でございますが、これにつきましては新たに借り上げようとしております住宅の借り上げの家賃、町と家主との借り上げの契約の中で定める家賃の額を決定する作業がこれから出てくるわけでございますが、この定める家賃の適正な価格を決定するために、実際この借り上げようとしております建物の当時の建築の費用等が判明をすることが1つの要件でございますが、この該当する建物の建築が今から約17年くらい前でございまして、先方に照会をいたしましたところ、当時の関係書類等がもうなくなっているというようなことがございまして、これを新たに調査をしまして、どれだけのいわゆる取得費用がかかったかを新たに算定をするという必要が生じております。そのためにこの委託先と申しますと、1級建築士に委託をするということになるものでございます。この作業を行いませんと、いわゆる家賃差額に対しての国からの補助金がいただけないということにつながりかねないものでございますので、余分な作業ということにもなってきてしまっておるわけでございますが、実施をしたいと。これから借り上げようとする物件について、おおむねの国からの助成補助金の見込みでございますが、現在8部屋程度を借り上げるということで考えておるのですが、この8部屋の家賃差額に対しての補

助金の1年間を見込みますと、おおむね100万円程度が現在見込めるところでございます。したがって、10年の契約を考えておりますので、1年間で100万円とすれば、約1,000万円の補助金が国から見込めるところにつながるわけでございますので、今回そのための調査ということで補正予算を計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） さっきの基金のやりくりの説明なのですが、余り多くてちょっと理解できなかったのですが、基本的にはただ2分の1を積み立てなければいけないということで、その積み立てる資金がないので、まだ基金からもう一回新たに繰り入れて、それを積み立てるという数字のマジックみたいなもので、そういう決まりがあるので、そういうやりくりだということで理解すればよろしいわけですね。

それと、今の町営住宅の調査というのは、そうしますと、現在ある解体しなければならない町営住宅がどのくらい価値があるかということ調査するための1級建築士に委託する委託料だということなので、そういうことなのでしょうか。

[何事か言う人あり]

○7番（青木秀夫君） 今度借りようとするところの評価をするための、もう借りる、決まっているわけですか、そうすると。これから借りるところの建物の評価をするものがないということで、それを調査するのですか。これから借りるところを調査するのですね。いかほどの建物なのか。それを委託すると、これだけかかると。これは特定されておるのですね、この建物は。ちょっとではもう一回。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 新たに借り上げようとする建物につきましては、その後公募をかけまして、募集をしたところ、借り上げに耐えられる施設としては、1つしか応募がございませんでした。その建物につきまして調査をかけるということでございます。7月の議員協議会でもこの関係を皆様方にお伝えをいたしたわけですが、その後一連の作業を進めた結果、応募が1件しかなかったものなのでありますけれども、この施設につきまして県の建築住宅課とも、公営住宅として借り上げることに耐えられるものかどうかは、当時のいわゆる設計図書を上げまして、一応審査を受けてございます。耐震基準等についても問題ないだろうという判断が出てきたものですから、これを対象に借り上げるための現在交渉、それから、必要な調査等を行っているということでございます。それで、その必要な調査の中に、先ほど申し上げましたとおり、当時の取得費用等がわかる書類、いわゆる工事の請負契約書、それから、当然契約に付随します仕様書等、そういったものがなくなってくるということでございますが、その辺の書類がもう大分長年経過しているものですから、見つからないということを相手方から言われておまして、そのために、先ほど申し上げましたとおりちょっと余分な作業になってしまっていますが、この調査を行って、国からの補助金の申請のために必要な書類を整えるということも必要になりますので、実施するということでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今の中里課長の説明なのですが、これから借り上げようという住宅の設計図

か何かを紛失してしまったということで、構造とかそういうのは建築費とかそういうのがわからないということで、それを専門家に再評価というか、再チェックしてもらうという作業というわけなのですね。それと、もう一つ、これは借り上げるというけれども、今1件と言いましたけれども、1棟分かもしれないですけども、そうすると、これはまたもし違う建物が出てくると、またこういう作業が出てくるわけですね。もしなければ、新たに。これは今ある町営住宅を今度つぎしてそこに移転するためのものなのでしょうけれども、そちらにいる方が全部その1棟のところに移居希望というか了解してもらっているわけなのですか。みんなその本人の希望であちこち探すとかそういうのではなくて、町が指定した住居にここに移転してくれということで交渉して、皆さんがみんなそれを了承していると、そういうことの上でこれはやっているわけなのですか。この前の話だと、何か本人の意向も含めてばらばらにいくというようなことを聞いたような気がするのですが、そんなことはないのですね。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 現在の入居者5世帯でございます。ただいまおっしゃられましたとおりこれまでその入居者といろいろ協議をしまして、今、下五箇の住宅は全部で6室ございまして、とりあえず当時国庫補助を受けてつくってあるものですから、まだ現時点では耐用年数をあと十数年残しております。ということで、これを地主との借地の契約の中で土地を返還するということでもありますので、その後のいわゆる残っている年数、継続した公営住宅を確保しなくてはならないということがございます。その中で現在入居している5世帯の方と協議して、町として責任を持って代替の公営住宅を用意するというので、そちらへ移っていただくかどうかということで相談をしまして、5世帯とも現在の住宅から立ち退きをしなくてはならないということでは理解をもらっております。ただし、各世帯の事情で、この際だから住宅を新築してそっちへ移るといような方も出ております。今現在5世帯のうち3世帯は間違いなく町が借り上げる住宅へ移ると。残り2世帯の方につきましては、新たに住宅を自前で建築して、そちらへ越すよといような方向でございます。

現在6室ございますので、新たには最低でも6室を借り上げなくてはならないことになります。今この対象になっている建物につきましては、4階建ての建物でございます。1階の部屋数が8部屋ございまして、本当であれば1棟で6部屋の建物が借りられれば一番これは最良であるのですが、この板倉町内ではなかなかそういった当を得たような住宅がないということでありまして、それと、先ほど申しましたとおり募集をかけましたら、応募がその建物しかなかったということでございまして、現在その大家と交渉している内容を若干申し上げますと、そのワンフロアを8部屋そっくり借りるということで交渉をできております。この調査にかかる部分もございまして、要するに4階建てのうちの1階が店舗がかかっている部分がございます。そういうことでもありますので、いわゆるアパートとして使用している部屋の面積、それから、店舗として使用している部分の床面積、これのアロケーションで各部屋の当時の取得費用を算定をするという必要が生じております。そういうことでもありますので、専門家であります1級建築士の調査を受けないと、アロケーションによるいわゆる賃貸部分における適正な借り上げの単価、価格が算定できないと、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 終わりですが、今度8部屋丸ごとワンフロアそっくり借りてしまうということになるわけですね。そうすると、入居者は今のところ3世帯は確保してあるけれども、ではあとの残りの5世帯は、これから応募者を募集するといっは何ですけれども、入居者募集というか、そういう案内をして求めているわけですね。今のところはこういう町営住宅に希望して待機している世帯というか、申し込みしたけれども、なかなか入る場所がないということで、先ほどその下五箇というのは6部屋あるところ、5部屋しか借り手がなくて、1世帯あいていたのしょうけれども、ほかの地区の町営住宅もあるわけですけれども、残りの5部屋というのは、皆いろいろ希望もあるのしょうから、待機している人があって、あそこでは嫌だ、こっちがいいとかという人もいるのしょうから、待機者とかそういうのも含めれば、大体埋まる予定はあるのですか。それともこれから埋めようとして、埋まることを期待して待っているというところなのか、その辺のところの見込みを説明いただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまの入居の見込みでございますけれども、議員がおっしゃられるとおり待機待ちの方がいらっしゃいます。この待機待ちが建設グループのほうで管理をしておるのでございますけれども、過去約7年前ぐらいからの入居希望を管理しておりまして、その後継続して希望があるのかどうか、各申し込み者に確認をとってございます。最終的に希望が確認できた世帯が24世帯ほどございます。今現在、先ほども申し上げましたとおり下五箇の6部屋のうち1部屋あいているわけでございますが、これにつきましてはそのあいた部屋に入居していた方がやはりマイホームを建築しまして、そちらへ引っ越したと。その後本来であれば、待機待ちの方を入れるべきところであったわけでございますが、いずれにしても地主との交渉の状況が状況であったわけでありまして、それを踏まえて新たな入居を差し控えたということでございます。今度借り上げる分につきましては、現在入居しているうちの3世帯はそちらへ移るわけがありますから、残りの5部屋が新たな待機待ちの方への対応ということで、入居はもうすぐ見込めるかなと。とりあえずその最終的に調査をしたのが今年の8月でございます、この時点で先ほど申し上げました件数、申し込みが継続していると、希望が継続しているということでございまして、その家庭の状況等、それから、収入等も最新のものを調査をいたしてございまして、一応優先度はつけてございます。ということで、一応内々でございますが、こういう物件でありますけれども、入居は希望されるかどうかということは、再度意向としては確認をいたしてございます。そういう状況でございますので、今の時点で推測する限りでは、空き部屋は発生しないというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 以上で青木君の質疑は終わらせていただきます。

ほかにありませんか。

野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） 8番、野中です。ただいまの町営住宅の件に関連してちょっとお尋ねしますけれども、どこを借り上げようとしているのか、差し支えなかったらお聞かせいただきたいと思います。

なお、部屋の大きさ、そして十数年経過しているということですが、これは改修しなくてすぐ使え

るような状況なのか。もし改修するとした場合には、貸し主のほうで改修するのか、町のほうで改修するのか。それから、また、その賃料についてはこれから調査してということですが、耐震基準はオーケーということなのですね。その件ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問にお答えいたします。

部屋の広さは2DKの間取りでございます。この改修の関係でございますが、現在その間取り、それから、設備等を調査をいたしました結果、大幅な改修は必要がないと。ただし、例えばいわゆる身障者用の手すり等について、一部取りつける必要があるかなというところがございまして、この事業費用については、いわゆる持ち主に対処していただくかということで現在調整をいたしております。

それから、耐震につきましては、先ほど申し上げましたとおり県の建築住宅課のほうへ必要な図面等送付しまして点検を受けた結果、公営住宅としての借り上げには耐えられるという、そういう結果が出ております。

それと、その場所について、最初に申し上げればよかったのですが、これはわかりやすく申し上げますと、カラオケランというお店が入っているあの建物でございます。ということで、1階部分が店舗もございまして、先ほど青木議員のご質問でお答えいたしましたとおり、店舗部分と賃貸住宅部分のアロケーションによって、家賃の算定のもとをはじき出すというための調査をかけるということでございます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 5番、宇治川です。先ほど青木議員さんのほうから基金の話、質問が出ておったのですけれども、やはり基金を取り崩しながら事業を進めるということで、大変危惧するところがあるのですけれども、9月定例会、ちょっと欠席しましたもので、はっきりわからない部分もあるのですが、今回見ても、歳入のほうに減債基金などの繰り入れが入っている中で、先ほど課長は財政調整基金の話もしておいて、その関係で残りが3億ちょっとぐらいだと、19年度末には。そういう話をされたのですが、私も一番思うのに、財政調整基金が一般会計に繰り入れるのに、取り崩しするには一番必要な部分だと思うのですけれども、3億ちょっとぐらいになると、底をつくのも早いのではないかなというような気がするのですけれども、そういう意味でこの基金管理については、やはり今後十分注意しながら取り崩していかないと、町の財政も大変厳しくなるのかなというような気がいたしております。18年度末の総基金が44億、19年度末になりますと、37億ぐらいかなという先ほど話も出ておりました。そういうことで大幅に毎年基金が減額という、やはり20年度以降、あるいはその予算を立てるのに、課長の話ですと、49億あるいは7億という話をしているのですけれども、それすら難しくなってくるのかなというような気がしますので、その辺事業を計画するに当たっては、よほどしっかりした事業の執行について、進めるものは進めて、やめるものは大幅に歳出をしていくと、そういう計画の中でこれは進めなかったら、先々、先ほど申しましたように底をつくのではないかなという気がいたしますので、その辺の管理、よろしくお伺いしたいと思います。

それと、内郷地区の道路の台帳の関係、ここは900万追加でとってあるのですけれども、この補正委託料

とあるのですけれども、これがちょっと中身がわかりませんので、この説明と、その下、26ページですが、1150号線を今回減額しまして、1 12号線のほうに振りかえるというような話、こういうのは理解できるのですが、この1150号線はどの路線か。

それと、先ほどやはり出ておりましたこの下五箇の住宅団地の関係で、下五箇といいますと、南地区の住宅団地ですので、そこへ入居されている方が、先ほどの説明の中ですと、カラオケランだということで、西地区のほうに移転になるかと思うのですけれども、もし西地区に移転になった場合、向こうにいた方が南小学校なり通学している関係などもあるのですが、そういうところの打ち合わせといいますか、そういう細かい事前の調査はしてあるか。その辺も。

それと、やはり町営住宅については、家賃の決めがありますよね。その関係が今後そこへ来たときにどうなるのか、その辺も伺いたいと思います。

よろしく願います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） まず、道路台帳の補正の関係でございますが、これにつきましては9月の議会で町道の認定の議決をさせていただいております。これに伴う道路台帳の補正作業ということでございます。この道路台帳を整備することによりまして、交付税の算定の中に来年度からですか、組み込めるということになることでありますので、今回の補正で対処をさせていただくということでございます。

それから、次に町道の1150号線でございますが、これにつきましては場所は雷電神社の裏の道路でございます。こちら交付金事業ということで進めてきておったわけでございますけれども、今年度物件の補償の関係を実施するということで予算の議決をさせていただいておったわけでございますけれども、対象となる補償物件の中に未相続の物件がございます。相続関係人を追跡をしておるのですけれども、所在の不明な方が出てきてしまっております。そういうことでそちらを調べ出して、相続を進めていただけるかどうかの見込みがつかないうちに調査をかけることはちょっと危険であるという判断をいたしまして、今回こちらの予算については減額をさせていただいております。そのかわりに1 12号線、公園通り線でございますが、これが最終年度ということでございますので、こちらへ全力投球をして、354旧道から増田医院のところまでを今年度中に、一部繰り越しになるところがもう出ておりますけれども、今年度中の事業ということでつくり上げたいということでの組み替えということでございます。

それと、町営住宅の関係でございますけれども、確かに下五箇南地区でございます。移る新たな予定地は西地区の建物ということでございますが、現在入居されている5世帯のうち、来年4月に小学校へ入学する世帯が1世帯、児童数1名ということでございます。この方につきましては、小学校入学の前に新しい部屋に移れば、それでいいですよということでもあります。途中で転校等はしなくても済むように進めてほしいというようなご要望がございまして、その辺について対処すべく現在進めてきているということでございます。そのほかいわゆる募集をした結果、応募が先ほどから申し上げておりますとおり、1つだけということでございましたので、過去締め切った後に1度こういうところしか応募がなかったということで、入居者全員に説明をいたしまして、理解をいただいております。その5世帯のうち2世帯については、新たにマイホームをつくって、町営住宅からは退去するというような意向でございますので、今後特に位置とかそ

ったものの入居者との支障というのは、現時点では生じないというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

[「家賃については同じ」と言う人あり]

○建設農政課長（中里重義君）　そうですね。家賃につきましては、今度の借り上げる建物と現在の建物、これは建築年が全く違いますので、新しい建物でも平成2年だったと思いますので、17年程度経過しておりますが、下五箇の建物につきましては、もっと古いわけでございますので、今度のほうが新たな家賃基準も変わってまいりますので、物件の古い、新しいとあわせて、家賃基準の変更がありますから、若干値上がりする見込みでございます。その辺につきましても現在入居している皆様には、もう既に説明をしております、一応ご理解をいただいております。これはまた毎年の所得、収入によって家賃も動きますので、そういったものも含めて説明をさせてもらっております、特にそれより高くなるのは困るとかそういうことでの苦情というのは出ておりません。仮に今の下五箇の町営住宅に入居が続けられるとしても、その基準の見直しがございましたので、若干もう上がるという仕組みになってきておりますから、その辺も含めて説明をした結果で、理解をしていただけたのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（荻野美友君）　小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君）　先ほど基金の残高で財調確かに3億4,300万円ぐらいになるのですね。うちのほうで今回の補正予算で地方債ということも考えました。ただ、今改革プランをつくっている中で、基金ですべての今後の事業を対応していくというのは全く無理なのです。ですから、地方債を起こしながら、基金をうまく活用するという当然予算編成になっていくと思うのです。今は改革プランを策定している中で、では地方債を発行できる事業がどれだけあるか、どこまで借りていくかということです。その辺をわきまえ、見きわめて、将来の課題となっているその事業をどんなふうにはめ込んで行政運営をしていくかということをつくっていますので、実際に今回は地方債を発行しないで、基金対応でやっ払いこうという補正予算をとらせていただいたのですけれども、実際に財調と減債基金、この2つでしか今ないのですけれども、減債基金を1億3,000万円繰り入れをさせていただいたというのは、一般会計としての基金の繰り入れとなると、公債費が19年度も7億円前後あるわけですから、減債基金を充て込むしかないのかなという判断をさせていただきました。

確かに本当に厳しいです。改革プランの中で本当にではきちんとやっていける予算の額というのが、これまで47とは言っていますけれども、では47で本当に落とせるかといったら、相当な厳しさがあると思うのです。実際に今いろんなものがこの金のない時代に、例えばごみの広域化であるとか、病院の増築であるとか、いろんなものを金のあるところの人たちが議論して行政をやっ払いこうよというような考え方の何かものようにも思えますし、私個人としては非常に先が不透明というのですか、広域だからやろうよ、では負担金幾らだよというのが文句なしでどんどん入ってきてしまうような感じもしますので、そういった面も今後あるとなると、本当に何か先が読みづらいなというようなこともあって、とりあえず今各課、局から上がったものを将来にやっ払いかなければならぬ事業というものを今把握していますので、その中で、ではどんな

ふうに財政をその中へ組み込んでいけるかどうかを、次の、今回の議会の最終日の議員協議会ではちょっと間に合いそうもないので、改めて日を1日設けさせていただいて、議員さん方とこちらの案をお示して、議員さん方の意見を聞きたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第67号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は45分です。

休 憩 （午前10時28分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○議案第68号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第7、議案第68号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第68号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案につきましては、第3回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,345万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,325万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に3,275万7,000円、療養給付費等交付金に6,806万8,000円、共同事業交付金に2,047万円、繰越金に281万1,000円をそれぞれ追加し、繰入金を64万7,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を64万7,000円減額し、保険給付費に1億2,240万7,000円、諸支出金に169万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） それでは、議案第68号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,345万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,325万2,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、ただいま町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

それでは、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございますが、3款の国庫支出金、第1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金に1,847万5,000円を追加し、同じく第2項国庫補助金ですが、財政調整交付金に1,428万2,000円を追加いたします。

第4款の療養給付費等交付金は、退職者にかかわるものですが、退職被保険者等療養給付費交付金に6,806万8,000円を追加補正をいたしました。これは支払基金から交付されるものでございます。

第6款共同事業交付金ですが、これは国保連合会から交付されるものですが、高額療養費共同事業交付金に2,047万円の追加でございます。

次に、第8款繰入金、第1項の一般会計繰入金ですが、人事院勧告に伴う職員給与等の64万7,000円を減額するものでございます。

それから、第9款の繰越金、その他繰越金ですけれども、281万1,000円の追加です。これは前年度繰越金から追加するものでございます。

次に、歳出でございます。8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。第1款総務費、第1項1目一般管理費、町職員人件費3人分64万7,000円の減額でございます。

第2款保険給付費、第1項1目一般被保険者療養給付費に3,133万9,000円の追加です。これは今後療養給付費の不足を見込んだ追加をするものでございます。また、同じく2目退職被保険者等療養給付費ですが、こちらも退職被保険者等の療養給付費不足を見込んだ額5,786万8,000円を追加するものでございます。

次に、第2項高額療養費ですが、これも今後給付費の不足を見込んで補正をするものであります。1目一般被保険者高額療養費に2,300万円を追加いたします。また、2目退職被保険者等高額療養費も同様、不足見込額1,020万円の追加補正であります。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金ですが、国庫支出金等精算返還金といたしまして169万9,000円を追加するものです。これは平成14年、15年及び16年度の財政調整交付金が過大交付されたことによる精算返還金でございますが、平成14年度及び15年度の調整交付金の算定するに当たって用いました算定基礎表に、国の通知に基づいた数値入力となされていなかったことにより、調整交付金が過大交付されたことが要因であります。このことにつきましては、群馬県すべての市町村において返還金の措置が講じられているところであります。また、平成16年度調整交付金の算定において、保健事業の一環といたしまして購入しましたエイズのパンフレット項目内容にエイズ以外の内容掲載がされたことにより、助成対象外経費の計上となったため、返還金をするものでございます。

以上、雑駁でありますけれども、説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し

上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 4番の石山徳司です。1点だけお願い申し上げます。

2款保険給付費の中の一般被保険者療養給付費並びに退職被保険者療養給付費、これは増えているというのは、時代の流れの中で仕方ないということなので、控えますけれども、この対象人員のみわかっている範囲内でちょっと頭に入れたいなと思ひまして、お願い申し上げます。両項目について。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 一般被保険者あるいは退職被保険者医療費につきましては、年々増加しているわけでありまして、今回補正をさせていただいたわけでありまして、保険給付者ですか、保険を利用する方によって給付の内容が異なるということから、退職者については特定はしていないわけですが、これまでの推移等から見まして、これぐらいの予測がされるということで、今回算出をさせてもらっております。

[「人数」と言う人あり]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 人数なのですけれども、あくまでも個人によって給付内容が変わってきますので、個人個人給付額が違ってきますので、対象者については特定が難しいということで、特定はしてないのですけれども、全体の給付費用の見込みで今回額を算定して補正をさせてもらったということでありまして。

[「だから同じベースで医療費が増えたのか、人が増えたのか」と言う

人あり]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 同じベースです。全体の個人個人の医療費が増えているということでありまして。

○4番（石山徳司君） 私の本来の言いたいのは、要するに雇用者、退職者ですよね。非雇用者、並びに農業だとか一般自営業の方は、今までどおり変な話が一般被保険者という名目になっていると思うのです。その健康度といいますか、人数によって療養費に差が出るのではないのかなとは内心思っているわけなのです。だから、対象人員を何人、一般被保険者は一応対象者になっていて、退職者は何人いるというのだけちょっと伺いたいなと思って、1人当たりの療養費をはじき出すかなと思ったのです。どちらが人間らしく健康で生きられるかというのを含めて見たいなという思いでした。後でいいです。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君に申し上げます。質問の際は起立をお願いいたします。

小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 対象者の関係でありますけれども、被保険者につきましては7,300人ほどありまして、退職被保険者約860人ほどになります。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木です。この補正を国に出す場合に、補正を立てる場合に、課長、いいですか、この補正を立てる場合に、板倉町がこのくらい不足するのではないかとということ予測して、それを国に出すのですか。それでそれがいろいろ、いや国だけではなくて、ほかの支払基金とか国庫負担だとかと、そういう金が入ってくるわけですけども、その根拠はまず板倉町が、もう今年はちょっとこのくらいの金額が不足するのではないかとということ算定して、それを国や支払基金に申請して、そちらから金が入ってきて、こういう補正を組むのですか。その仕組みをちょっとお聞きしたいのですけれども。わかりますか、言っている意味。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 補正予算あるいは当初予算の関係も同じになるかと思えますけれども、予算の見込みにつきましては、国のほうから特に示されるというものでなくて、これまでの前年度の実績、あるいは過去何年間の実績、そういうものの推移をもって補正を立てるわけですけども、今回の場合につきましても、対象者の関係が若干違いがあったということで、今回補正をさせてもらっているわけでありませう。ですから、町の考え方で推計をして算定をして、国のほうから負担金なり交付金をいただいているということでありませう。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） だから、この補正を立てるに当たって、まず町が不足しそうだという予測金額を立てて、それを国から支払基金にそれを申請して、それに基づいて国から、あるいは支払基金からお金が入ってくるということでこの補正を立てているということですね。そうすると、その時期はこれはいつごろされるのですか。恐らく国に申請して、国からこのお金が入ってくるということになると、ある一定の期間がかかると思うのです。そんな1週間や2週間でおいそれとすぐ了解がされていると思えないのです。そうすると、どの時点でこの補正予算を、町としてこのくらいの予算が不足するのではないかとこのを算定するのは、どの時期ぐらいにこれはやられているのですか。それで、それをいつごろ国からそれがオーケーが来る、支払基金からオーケーが来るということで、この補正予算を出してきているのか。その辺のスケジュールというか、日程をどういうこと立てているのか。ちょっと説明いただきたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 今回の関係でありますけれども、これまでの医療費、医療給付費の実績、推移等によって算定するわけですけども、今年の場合、これまでの4月から9月、10月ぐらいの実績によりまして今回申請をするわけですけども、10月ぐらいに申請をしまして、その後決定ということになってくるのかと思えます。

[「申請したらいつごろ来るのですか」と言う人あり]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 申請をして、多分退職者の関係については、ほとんど申請すると、全額対象になるということでありませうけれども、多分それほど遅くなく来るのかなと思っています。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうしますと、予算ですから、3月の時点で来年度の予測を立てて国民健康保険の予算を立てるわけですから、それが半年ぐらい、秋ぐらいになってずれてくるということになって、これを町が補正予算を組もうということで、その支払基金とか国、あるいはこれは県も入っているのですが、に申請して、こういう国からの負担金あるいは支払基金の負担分をいただくということで、申請すれば、大体これは入ってくるわけですね。それでまた1年トータル締めると、例えば19年度なら19年度分を調整して、過不足で、足らなければ、またいただけるし、余れば返還するしということですから、その辺の考え、楽に申請したら入ってくるということなのですか。後で調整するから。そういうことなのですね。わかりました。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議案第69号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第8、議案第69号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第69号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案につきましては、第3回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,653万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金を7万1,000円減額し、繰入金に223万3,000円、諸収入に56万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に181万2,000円、基金積立金に10万6,000円、地域支援事業費に42万1,000円、諸支出金に38万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第69号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）に

つきましてご説明申し上げます。

第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,653万4,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、ただいま町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。歳入の明細でございます。第5款県支出金、第2項第1目地域支援事業交付金7万1,000円、これは過年度分の地域支援事業、特定高齢者施策事業、介護予防事業、委託料において錯誤が生じたことにより、現年度補助金の減額でございます。

第9款諸収入、第3項第1目雑入56万3,000円の追加ですが、過年度地域支援事業の錯誤による返還金でございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。歳出の明細でございます。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1,000万円の減額、3目地域密着型介護サービス給付費1,700万円の追加、5目施設介護サービス給付費900万円減額、8目居宅介護住宅改修費200万円の追加等につきましては、要介護者1から5の受給者の1カ月の介護給付費が、当初予算見込みより増減することから、減額、追加をするものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、9目居宅介護サービス計画給付費326万2,000円の減額ですが、この給付対象者につきましては、要介護1から要介護5の方に充てている給付費でございます。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費63万6,000円の追加でございます。この給付対象者は要支援1から要支援2の方に充てている給付でございます。7目介護予防サービス計画給付費130万8,000円、この給付対象者は要支援1から要支援2の方に充てている給付費でございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。第2款保険給付費、4項高額介護サービス等費93万4,000円の追加でございます。この給付対象者は要介護1から要介護5の方であり、低所得者に限り利用者の負担の上限額を超えた場合、申請によりまして認められるということで、上限を超えた分についての支給給付費ということでございます。

第2款保険給付費、第5項特定入所者介護サービス等諸費300万円の追加でございますが、この給付費は平成17年の10月から施設サービスの居住費と食事費は全額自己負担になったことで、低所得者が申請により居住費と食事費の限度額を超えた分を給付するものでございます。

第4款第1項基金積立金10万6,000円ですが、過年度地域支援事業費決定に伴い、返還金が生じたことによります追加でございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。第7款第1項償還金及び還付加算金31万5,000円ですが、過年度地域支援事業決定に伴い、国庫負担金、支払基金への返還金が生じたことによる追加でございます。

第7款第3項繰出金7万1,000円ですが、これも過年度地域支援事業決定に伴い、返還金が生じたことによる追加でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第69号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議案第70号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第9、議案第70号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第70号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。
本案につきましては、第3回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から3万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,384万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を918万円減額し、繰越金に914万1,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の職員人件費を3万9,000円減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議案第71号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第10、議案第71号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第71号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について。本案につきましては、第2回目の補正予算でありまして、収益的支出に396万7,000円を追加し、水道事業費用支出総額を3億3,915万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、営業費用、原水及び浄水費に240万円、営業外費用、消費税に156万7,000円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第71号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

これは収益的支出に396万7,000円を追加いたしまして、水道事業費用支出総額を3億3,915万6,000円とするものです。

具体的に申し上げます。4ページをお願いいたします。歳出ですが、営業費用、原水及び浄水費の修繕費ですが、1つといたしまして、右のほうにあります。第5浄水場、これは海老瀬です。次亜タンク修繕工事に130万円追加いたしました。これは塩素を入れるタンクです。現在塩素を入れる場合、ポリタンク、20リットルのポリタンクなのですけれども、それを使って職員が入っております。ただ、ほかの浄水場では直接タンクローリーからそういった塩素を入れております。こうしたことから第5浄水場におきましても、効率性を図るため、タンクローリーから注入というか、入れられるようにするものでございます。次の南浄水場の貯水池、マンホール修繕工事ですが、110万円追加いたしました。これはマンホールのふたの部分の部分が床の部分と平ら、フラットな状態にあるため、汚水が浸入する危険性があるということから、これを若干かさ上げするものです。

それから、営業外費用なのですが、消費税及び地方消費税に156万7,000円を追加するものです。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 4番、石山徳司です。第5浄水場次亜タンク、亜鉛だと思っておりますけれども、亜鉛

タンクの、亜鉛ではないか、次亜タンク修繕工事ということで、塩素をタンクローリーから入れるということなのですが、この頻度といいますか、塩素を加える頻度というのは月に何度ぐらい補給するという、そういう建前がありますか。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 基本的に浄水場なのですけれども、毎日巡回しています。その時点で実際に規定の数値ですか、そこまで入っているかどうかということで一応見ているわけなのですけれども、それでもしなければ、そこで注入していくという形です。タンクローリーの場合、大体一月に、その状況によりますけれども、1カ月に1回は最低でも入れるということです。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第71号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○陳情第2号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情書について

○議長（荻野美友君） 日程第11、陳情第2号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情書については、建設農政生活常任委員会へ付託いたします。

○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時20分）

